

## 福島県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、防災・減災等事業整備計画（福島県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金実施要領（以下、「実施要領」という。）に定める計画をいう。以下同じ。）に定める高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を推進する施設及び設備等の整備事業（以下、「施設等整備事業」という。）の実施により防災・感染防止体制の強化に資することを目的とするため、補助事業を実施する者（以下、「補助事業者」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下、「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、次の表に掲げる施設等整備事業を補助事業者が実施する場合に、当該事業に要する経費について補助事業者に対して交付するものとし、その額は、以下のとおりとする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業及び高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

防災・減災等事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
既存の小規模高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業	実施要領の第4に基づく算定方法により、知事が必要と認めた額	防災・減災等事業整備計画に基づく既存の高齢者施設等におけるスプリンクラー設備等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 ※当該年度の4月1日から翌年3月31日までを対象とする。	10/10
高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業	実施要領の第4に基づく算定方法により、知事が必要と認めた額	防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相	10/10

		<p>当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>※当該年度の4月1日から翌年3月31日までを対象とする。</p>	
--	--	--	--

(2) 社会福祉連携法人等における防災改修等支援事業、高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業、高齢者施設等の水害対策強化事業、高齢者施設等の給水設備整備事業及び高齢者施設等の防犯対策・安全対策強化事業

防災・減災等事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額に県の補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
社会福祉連携法人等における防災改修等支援事業	実施要領の第4に基づく算定方法により、知事が必要と認めた額	<p>防災・減災等事業整備計画に基づく社会福祉法人等における防災改修等支援事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	3/4
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	実施要領の第4に基づく算定方法により、知事が必要と認めた額	<p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>※当該年度の4月1日から翌年3月31日までを対象とする。</p>	3/4
高齢者施設等の水害対策強化事業	実施要領の第4に基づく算定方法により、知事が必要と認め	<p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の水害対策強化事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要</p>	3/4

	た額	<p>な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>※当該年度の4月1日から翌年3月31日までを対象とする。</p>	
高齢者施設等の給水設備整備事業	実施要領の第4に基づく算定方法により、知事が必要と認めた額	<p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の給水設備整備事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>※当該年度の4月1日から翌年3月31日までを対象とする。</p>	3/4
高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業	実施要領の第4に基づく算定方法により、知事が必要と認めた額	<p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>※当該年度の4月1日から翌年3月31日までを対象とする。</p>	3/4

（申請書の様式等）

第3条 規則第4条第1項の申請書は、福島県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号のその他別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請額算出内訳（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）
- (4) 見積書（複数提出すること）
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(消費税及び地方消費税仕入控除 税額の減額申請等)

第4条 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額を言う。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、第2条に掲げる事業名区分毎に、事業目的、事業主体及び補助金額の増額のいずれの変更を伴わないもので、かつ以下のものとする。

(1) 補助対象経費の2割以内の減額

(2) 補助対象経費の経費の費目間の流用で2割以内の増減

2 この補助金と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。

3 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

4 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(変更の承認の申請)

第6条 規則第6条第1項第1号又は第2号により知事の承認を受けようとする場合は、速やかに福島県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条の2 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、福島県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金概算払請求書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 工事等遂行状況写真（施設整備の場合に限る。）

- (2) 契約書（写）
- (3) 前金払等の請求書（写）
- (4) その他知事が必要と認める書類  
（完了報告）

第8条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助事業完了報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助事業実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合にあっては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日（補助金を全額概算払により交付を受けた場合にあっては、当該年度の翌年度の4月10日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 精算額算出内訳（第8号様式）
- (2) 収支精算書（第9号様式）
- (3) 施設の整備に係るものにあつては、写真、完成検査調書（写）及び工事請負契約書（写）
- (4) 機械、器具及び備品等の整備に係るものにあつては、写真及び納品書、ソフト事業に係るものにあつては、領収書又は支払いを証する書類（写）及び写真
- (5) その他知事が必要と認める書類

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条 補助事業者は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、その金額（第4条第2項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、福島県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助事業仕入れに係る消費税相当額報告書（第10号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に提出しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（補助金の交付の請求）

第11条 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業を完了した場合は、第9条の実績報告書に併せて、福島県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付請求書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第12条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した30万円以上の機械、器具、及びその他の財産とする。

3 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

4 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（一括下請けの禁止）

第13条 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

（会計帳簿等の整備等）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月31日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年1月30日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月3日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月7日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。